

柱上変圧器リサイクルセンターの運用開始について

当社は、本日、「柱上変圧器リサイクルセンター」の運用を開始しましたのでお知らせします。

当センターは、絶縁油に極微量のポリ塩化ビフェニル(PCB)が混入した可能性のある柱上変圧器(電柱上に設置する変圧器)から、絶縁油を分離し、変圧器の部材をリサイクルする施設で、平成17年10月に着工し、昨年12月から試運転を行っていました。

運用開始に向けて、先月18日、広島県に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく産業廃棄物処理施設使用前検査申請をしていましたが、本日、「産業廃棄物処理施設使用前検査済証」をいただき、運用を開始したものです。

今後とも、地元の皆さまをはじめ関係の皆さま方からご理解とご協力をいただきながら、安全確保、環境保全に万全を期し、PCBを含む絶縁油の回収と無害化・リサイクルに取り組んでまいります。

<施設の概要>

施設名称	柱上変圧器リサイクルセンター
所在地	広島県安芸郡坂町平成ヶ浜四丁目 (当社 坂総合スポーツセンター用地内)
敷地面積	約2万m ²
処理方法	真空加熱分離法
稼働時間	24時間連続運転
処理能力	最大31t/日

以上

参考資料

- ・ [極微量のPCBを含む柱上変圧器の処理について](#)
- ・ [真空加熱分離法について](#)
- ・ [柱上変圧器リサイクルセンター設置許可までの主な経緯](#)

○ 極微量のPCBを含む柱上変圧器の処理について

PCBは、電気絶縁油など様々な用途に用いられていましたが、その有害性が問題となり、昭和47年に製造と新たな使用が禁止されました。

それ以降、当社は新たにPCBを使用しておりませんが、平成元年に再生絶縁油(使用済変圧器から回収し再利用した絶縁油)を使用した柱上変圧器から極微量のPCBが検出されました。混入原因が判明しなかったことから、再生絶縁油を使用した平成元年以前製造の柱上変圧器全てについて、PCBが極微量混入しているものと見なして回収・抜油を進め、抜き取った絶縁油、空容器を保管してきました。

一方、PCBの処理については、平成13年7月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が施行され、事業者に対して平成28年7月までに処理することが義務づけられたことから、当社も、PCB処理に関する事業者責任を果たすため、処理施設の設置を開始しました。

「柱上変圧器リサイクルセンター」は、回収・保管した柱上変圧器を解体・分別し、「真空加熱分離法」により部材に付着している絶縁油を分離したうえで部材をリサイクルする施設です。なお、分離した絶縁油については、当社が広島市南区に既に設置した「絶縁油リサイクルセンター」で無害化処理します。

○ 真空加熱分離法について

真空加熱分離法とは、減圧下では液体が低温で沸騰する物理現象を利用し、解体・選別した部材を真空炉(6.7Pa、約1万分の1気圧)で200℃に加熱することにより、絶縁油を蒸発させて部材と分離する方法で、燃焼に伴う排ガスが発生せず、環境への影響がほとんどないことなど、国からも安全性が認められている方法です。

○ 柱上変圧器リサイクルセンター設置許可までの主な経緯

- 平成15年 7月 地元の皆さまへ事業概要の説明を開始
- 平成16年 10月 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条」に基づき、施設の設置許可申請書を広島県に提出
- 平成17年 5月 「建築基準法第51条ただし書」に基づき、施設の設置許可申請書を広島県に提出
- 平成17年 8月 広島県都市計画審議会で本処理施設設置を了承
- 平成17年 9月 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」および「建築基準法」に基づく施設設置許可証を受領
- 平成17年 10月 着工
- 平成18年 12月 試運転開始
- 平成19年 4月 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2第5項」に基づく産業廃棄物処理施設使用前検査申請書を広島県に提出
- 平成19年 5月 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく産業廃棄物処理施設検査済証を受領
運用開始

以上